

第2回第1小委員会会議録

日時 平成17年6月29日(水) 午後1時27分～午後2時15分

会場 八幡町中央公民館 第1研修室(西)

出席者

・委員長

阿部與士男

・委員

石川 憲雄 新館 俊雄 小林 隆逸 村上 正敏

・説明員

総務部会長 三柏 憲生 総務分科会長 鈴木 信一

人事分科会長 加藤 裕 税分科会長 須貝 彰

会計分科会長 粕谷 充 消防組合分科会長 櫻田 常夫

商工港湾分科会長 佐々木雅彦 観光分科会長 齋藤 啓一

・事務局職員

永田 斉 松永 隆 佐藤 徹

議事日程

1 開会

2 委員長あいさつ

3 議事

(1) 報告

「合併までに調整する」とした事項の調整結果(調整の進捗状況)について

- ・協定項目 8 地方税の取扱いについて
- ・協定項目 11 特別職の職員の身分の取扱いについて
- ・協定項目 14 一部事務組合等の取扱いについて
- ・協定項目 19 慣行の取扱いについて
- ・協定項目 24 - (2) 防災関係事業の取扱いについて

・協定項目 24 - (10) 商工関係事業の取扱いについて

(2) その他

4 閉会

開会 午後 1時27分

事務局(永田 斉) それでは、定刻前ではございますが、委員の皆さんおそろいでございますので、始めさせていただきますと思います。

本日は大変お忙しい中お集まりをいただきましてまことにありがとうございます。

本日は、合併協定書に記載されております調整方針の中で、合併までに調整するとされた事項について、調整の結果を報告させていただくことになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

本日は委員の皆様全員出席でございます。小委員会設置規定第5条第2項の定足数に達しておりますので、ただいまより北庄内合併協議会の第2回第1小委員会を開会いたします。

初めに、資料のご説明、きょうお配りしてある資料について、若干補足説明させていただきますが、A3の大きい資料は、これまでにこの小委員会の中で既にお配りしてある資料ですが、きょうの報告の中で関連がございますので、改めてきょうお配りさせていただきました。特に内容が変わっているということではございません。

それから、A4の1枚の資料がございますが、そちらは協議会資料の別添1の資料の10ページの内容の差し替えとなっております。これだけが内容の差し替えの分ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、この小委員会の後、3時から協議会の全体会議が予定されておりますので、この小委員会は1時間を目安ということでご協力をお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長あいさつ

事務局(永田 斉) それでは、初めに委員長からごあいさつをお願ひしたいと思います。よろしくお願ひします。

委員長（阿部與士男） どうも皆さんご苦労さまでございます。

今、事務局から話がありましたように、全員出席であります。お暑い中、きのうまでの梅雨から一転して、きょうはいい気候の中での委員会の開催ということであります。

平成16年11月16日の日に北庄内合併協議会を立ち上げて以来、2回目でございますが、かなり期間を置きました。おかげさまで、ことしの2月19日の日には協定を交わすことができました。3月の議会を経て、県に合併申請をなされて、7月には議決していただけるのではないかと期待感を持ちながら、きょうの会議ということになったわけであります。

今、事務局から話がありましたように、協定書の中に盛り込まれている既に協定が整ったもののほかに、合併までに調整するという関係について、事務方の方に一任してきたわけでありまして、その関係について、今日までの進捗の状況について、ただいまからそれぞれのレジюмеに基づいて報告を求めたいというふうに思います。

先ほどもありましたけれども、協議会が3時から開催されるわけでありましてけれども、前もって今日まで私ども第1小委員会に付託されておりました所管の調整を委ねておりました関係の状況についてということになるわけでありまして、後ほど説明が終わりました次第、ご質問等ありましたらお受けしたいということでありまして、後の会議が3時ということでございますが、今も話がありましたように、1時間程度というような話でもございましたので、そのような形の中で会議を進めるということであります。今日までの当局の皆様方の大変なご苦労に感謝を申し上げながら、会議を進めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。ご苦労さまでございました。

事務局（永田 斉） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入らせていただきます。

小委員会設置規程第4条第3項によりまして、議長は委員長が務めることになっておりますので、ここからは委員長に議事の進行をお願いいたします。

「合併までに調整する」とした事項の調整結果（調整の進捗状況）について

委員長（阿部與士男） それでは、お手元に配付されている第1小委員会に付託されました議事の（1）報告という部分でございますけれども、規定により、議長を務めさせていただきますので、皆様よろしくお願いいたします。

それでは、（1）報告、「合併までに調整する」とした事項の調整の結果につきまして、報

告を求めたいと思います。

協定項目 8 の地方税の取扱いについてから協定項目 24 - (1 0) 商工関係事業の取扱いまでの案件について、一括して議題といたし、説明をお願いしたいと思います。

それでは、総務部会長。

総務部会長（三柏憲生） 委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

私、総務部会長の八幡町総務課長の三柏と申します。よろしく願いいたします。

それでは、内容についてご説明申し上げます。

「合併までに調整する」というふうになっておりました事項の調整結果、調整の進捗状況についてでございますが、お手元の A 4 判の別添 1 の資料、あわせて A 3 判の別添 2 となっております資料、そちらの 2 部の資料をごらんになっていただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

まず初めに、協定項目 8、地方税の取扱いについてでございます。

調整方針は、「税務証明については、合併時に統一する」ということでありましたが、税務証明書の種別・様式につきましては、基幹系電算システムの構築に合わせて既に統一いたしているところでございます。また、証明の枚数の数え方につきましては、証明に別紙があった場合の処理などについて違いがありましたものの、認証文、具体的には「上記のとおり相違ないことを証明します」という文章でございますが、これが 1 つであれば、別紙が数枚ある場合や物件が数筆ある場合でありましても、1 件と数える取り扱いをすることで統一しているところでございます。

なお、参考事項といたしまして、国民健康保険税の合併初年度の取り扱いにつきましては、合併前の市町の例により課税することとしております。これは具体的には、合併前の市町間で被保険者の移動があった場合、移動先の税率が適用されるというものであります。

続きまして、協定項目 11、特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

A 4 判の資料 1 ページの中ほどにございます。特別職の職員の身分の取扱いについてでございます。

調整方針は、「条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、1 市 3 町すべてに設置され、新市において引き続き設置する必要があるものは、統一する。また、1 市 3 町すべてに設置されているもの以外のものは、必要性に応じて合併までに調整する」という内容でありました。

A 3 判の別添 2 の資料、別紙資料集の 1 ページをごらんいただきたいと思います。1 ページ

目には、1市3町で共通であるため統一したものを整理してございます。

続きまして、2ページ目をお開きください。

ここには1市3町それぞれ独自に設置していたもので、引き続き存続させるものを整理してございます。

それから、2ページから3ページ、左半分にわたります。引き続き存続させるものとして整理してございます。

また、3ページの右半分になりますが、こちらの方は1市3町でそれぞれ独自に設置していたもので、一定の廃止理由をつけながら、新市に引き継がないとしたものでございますが、それらを整理いたしているところでございます。

条例等で定める各種審議会委員などの特別職の職員については、以上、簡単でございますが、ただいま申し上げましたように調整を行っております。

続きまして、協定項目14、一部事務組合等の取扱いに移ります。

こちらの方は、最初の資料に戻っていただきますが、1ページ、よろしいでしょうか。協定項目14、一部事務組合等の取扱いについてとなっております。

調整方針は、「3町が加入する山形県市町村職員退職手当組合については、財政負担が少ない取り扱いを選択するため、当該組合から脱退することを前提に、合併までに調整する」という内容でございました。

このことについて、中長期的な見通しに立ちまして、財政負担の少ない取り扱いを選択することで検討いたしましたところでございますが、3町はその検討の結果、山形県市町村職員退職手当組合から脱退することになったものでございます。

続きまして、次のページ、2ページでございますが、一部事務組合の中でも第三セクターに関する記述がございます。こちらの方につきましては、合併までに第三セクターに対する基本方針を策定するという内容でございまして、本日お配りしている資料にありますように、合併協定を行う前に既に案という形で委員の皆様にお示ししておりますけれども、それを事務的にも再確認したという内容になってございます。

続きまして、協定項目18、町(字)の区域及び名称の取扱いに関して、これにつきましては、具体的にこのような姿になりますよという資料を準備させていただきました。別添資料2の方ですが、こちらの方は4ページをごらんになってください。

4ページには、酒田市の具体的な区域及び名称はこのようになりますということを載せてございます。

続きまして、5ページ、同じ資料の5ページには、八幡町、松山町及び平田町の住居表示について、姿をご理解いただけるように、実際当てはめて、合併後の住居表示をお示したところでございます。

続きまして、協定項目19に移らせていただきます。

資料1の方にお戻り願います。

2ページ、中ほどでございますが、慣行の取扱いであります。

調整方針は、「市章及び憲章については、合併までに調整し、新市で制定する」という内容でございました。

その中で市章については、デザインを公募し、最終的に現在の市章、また町章も含めて、新市の市章を選定することで調整いたしているところでございます。なお、公募期間は明日6月30日から7月29日までの期間と考えているところでございます。最終的に公募の結果採用された作品につきましては、その中から選定され、最優秀賞として、推挙、決定されたものにつきまして、20万円の賞金を贈呈することにいたしております。

ここで選考方法を具体的に申し上げますと、建設計画に関する小委員会におきまして、まず予備選考をお願いすると、第1次選考でおよそ50点程度に絞り込み、その後、第2次選考において、専門家のご助言をいただきたいと考えております。助言をいただきながら、デザインなどの補正を行って、最終的には4点程度に絞り込みたいといたしております。

この4点程度の候補作品と現在の酒田市、3つの町のそれぞれの市章、町章を含めた中から、4点程度プラス4ということになれば、8点程度ということになるわけですが、その8点の中から正副会長会議において採用作品を決定することにいたしております。その採用作品につきましては、10月に予定しております合併協議会に報告する考えとなっているところでございます。

いま一つの新市の市民憲章、これにつきましては、現在総務分科会において作成手法等について検討中でございます。

続きまして、協定項目24の(2)、資料集の3ページの頭になります。お開きください。防災関係事業の取扱いとなっております。

調整方針は、「地域防災計画は、合併までに暫定防災計画を作成し、新市において速やかに策定する」という内容でございました。

この暫定防災計画につきましては、現行のそれぞれの市町の防災計画をもとに、災害時の対応に支障が生じないような内容の計画の原案を作成することになっております。

以上、総務部会関係の私が担当させていただきます調整の進捗状況についてお知らせいたしました。

最後の協定項目24 - (1 0)、これは資料の9ページになりますが、商工関係事業の取扱いにつきましては、ここで交代させていただきます。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

委員長(阿部與士男) どうもありがとうございます。

続いて、商工観光部会長。

商工観光部会長(石堂栄一) 商工観光部会の長をしております酒田市の商工観光部長、石堂と申します。よろしく願い申し上げます。

それでは、私の方の商工観光部会でこれまで協議、調整してまいりました結果についてご報告申し上げます。

別添1の9ページ、それから別添2の10ページ、この両方を開いていただきたいと思います。

初めに、協定項目24 - (1 0) 商工関係事業の取扱いについてのうち、商店街の支援事業でありますけれども、酒田市の4事業、これを基本的には3町にも広げていこうというふうに考えているところでございます。

商店街の支援策につきましては、調整方針の中では、「中心市街地活性化基本計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、その他商店街等の活性化事業については、酒田市の例を基本とし、必要な支援策を合併までに作成する」と、このようになっていたわけですが、この件については、調整について、酒田市の商店街活性化支援事業を3町に拡大すると。以下、4つの項目があるわけでありまして。この内容が別添2の資料の10ページの方に具体的に記載されてございます。

一番左側の方であります、商店街等の活性化支援策ということで、1つは共同施設整備事業への助成、これは市内、新しく酒田市になる新市のそれぞれの商店街が行うアーケードの補修、それから街路灯、共同駐車場の設置、これらについて一定の考え方のもとに助成していこうというものであります。

それから、2つ目が商店街活性化共同施設整備資金特別貸付事業、これは商店街等の共同で施設整備を行うことに対して、実質無利子で融資していくと。そして、振興を図るというものでございます。

その次はこれに対する利子補給であります。

最後に、商工業人材育成支援事業、これは中小企業の後継者、それから従業員、さまざまな

方々がある一定の課題のもとに研修、視察、こういった場合に要する経費を助成するという
とでございまして、人材育成を図るとというのが目的でございます。

その次であります、雇用の関係であります。雇用対策につきましては、調整方針の中では、
「雇用促進対策事業については、酒田市の例を基本とし、雇用情勢を注視しながら合併までに
調整する」、このようになっていたわけですが、調整の状況であります、酒田市の雇
用促進対策事業を3町に拡大するという、これも4項目でございます。

これも先ほどの別添2の資料の10ページの方の左から2つ目のところに具体的に内容がある
わけですが、1つは雇用創出特別助成事業、これは事業主の都合によって失業、退職を
余儀なくされた労働者の方々を雇用した場合に、こういった奨励金を出すという中身でありま
す。

2つ目が未就職の高校卒業者の教育訓練助成事業、これはなかなか卒業までに決まらなかつ
たり、それから年を越してしまった高校生、これらの方々に対して、一定の教育訓練、これの
受講費の一定程度の割合で助成していこうというものであります。

それから、その次が未就職高校卒業生雇用促進助成事業、これはこういった訓練を受けた未
就職高校生を雇用してくれた雇用主に対して助成していこうと。この制度も拡大していこうと
いうことであります。

それから、最後に高校生就職支援事業、これはやはり就職に当たっての心構え、それからい
ろいろな資格、面接の仕方、こういったことを支援していこうということでありまして、これ
らのことについても今後は新しい新酒田市のエリアの高校生のすべてを対象にしていこうと、
こういう調整にしたわけでございます。

それでは、次の資料、別添資料1の10ページをお開きいただきたいと思います。

これは企業誘致の促進策でございます。これまでの調整方針は、「企業誘致促進事業につい
ては、酒田市の例を基本として、合併までに調整する」、このようになっていたわけでありま
すが、これも別添2の資料の10ページの方に具体的に記載されているわけでありまして、
これにつきましては、八幡町は既に都市計画、一つのエリアが設定されているということであ
りまして、その色塗りの工業・準工業地域を対象としていると。それから、松山町は松山工業
団地、それから平田町は平田町軽工業団地、これらを対象として、そこに企業が張りついた場
合はこの企業誘致の促進策を対象としていこうと、こういう中身でございます。

続きまして、バスの関係であります。福祉乗合バスの関係ですが、これにつきましては、
調整方針では、「福祉乗合バスなど運行事業については、当面各市町のバス路線を現行の

とおりとする。なお、合併までに新市におけるバス運行事業運営の基本方針を検討し、合併後に新市のバス路線の再編成等の作業に取り組む。ただし、新市の一体性の確立、住民の利便性向上、新市の財政負担等を勘案し、合併時に実現可能な路線について検討を行い、合併後速やかに運行できるよう調整する。また、料金体系については、合併時に統一する」、このようになっていたわけではありますが、これの調整の方向でありますけれども、基本方針の案を合併協議会で既に提示しております。きょうも1つ同じものが配付されていると思います。新市におけるバス運行事業運営の基本方針（案）ということで、A3判のものが添付されておりますが、これは既に説明をさせていただいたところであります。

これをまず一つは基本として、合併時に実現可能な路線については、合併までに路線、ダイヤの検討、民間事業者などとの調整を行い、合併後速やかに運行を開始すると、こういった調整の結果になったわけでございます。

それから、次であります、このバスにつきましては、各町の担当者とも十分に協議を行っておりまして、今、鋭意その詰めを行っているわけであります。したがって、今後このダイヤが確定後、ダイヤの編成、要するにバス時間、それから停留所、経費の試算、こういったものが具体的に今度試算の形でやっていかなければなりません。なるべく早くまた皆様の方にも新しい路線、こういった内容をお示しできるように調整を図っていきたく、このように考えているところでございます。

これまで説明したものが、合併までに調整するというふうになっておりましたが、1点補足をさせていただきたいと思っております。これは実は必ずしも合併までに調整しなければならないということではなかったわけではありますが、観光分科会の中での所管の一つであります観光協会の統合であります。このことについては、現在、合併後なるべく早い段階で組織統合がされるように働きかけるという調整方針という趣旨でありました。現在それぞれの協会で議論しているところであります。

ただ、やはり会員の構成、会費の額、これらの課題もあることから、当面は現在の3町の観光協会の組織体制を大きく変えないと、こんな形を基本のもとに支部制、こういったことを柱にして、今検討を進めているところであります。したがって、統合の具体的な形、これについてはさらに検討を進める必要があるということでございまして、合併後なるべく早い段階で組織統合がなされるよう今後とも私どもとしては働きかけを行っていくと、こういうことでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

委員長（阿部與士男） どうもありがとうございました。

合併までに調整するという基本的な考え方に立ちました今日までの事務方としていろいろご苦労されたその経過について報告を受けました。その中でも慣行の関係については、この委員会の中で、市章の問題についても協議の場で議論された経過がございますけれども、実際に名称が既に建設小委員会で名称の公募等々進めたということから、実は市章の関係についてどこで扱うのかということは、新聞等でも出ていたようでもありますけれども、私も相談を受けたことがございますが、名称が建設小委員会で進めたということでもございますので、市章についても、確かに私ども慣行の関係で触れたわけではありますが、建設小委員会で詰めた方がいいのではないかとすることを委員長の越権で、越権というよりも、どっちがいいかということだったので、そういうふうな判断をさせていただいたということですので、ただいまの説明の中でも、建設小委員会の中で第1次審査を行うということなどについて、大変蛇足でありますけれども、経過について報告させていただきたいというふうに思います。

それでは、そのことも含めて結構でございますけれども、8番の地方税の扱いから24番 - (10)の商工関係事業の扱いまでについて、一括して説明いたしました。わかりにくい点もありませんかと思っておりますし、質問等あれば、再度説明を詳しく求めたい等々、これからまだ時間は十分ございますので、お受けしたいと思っております。よろしくお願いたします。

とりあえず休憩いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時14分

委員長（阿部與士男） 休憩中にいろいろ話をさせていただきました。今、調整方針に基づいた調整の経過と結果についていろいろ話を聞いていただきましたので、格別意見がないとすれば、先ほど説明を受けましたことを承認していただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） ありがとうございました。

それでは、議題になりました6項目につきまして、地方税、特別職、一部事務組合関係、慣行、防災関係と商工関係の以上6件の関係については、調整方針に基づいた調整の結果を承認することと決しました。ありがとうございました。

そのほかに委員の皆様方、あるいはきょうご出席いただいている当局の方から、こういうことをお知らせしたいということがありましたら、この際ですので、お受けいたしたいと思っておりますが、ございませんか。委員の皆さん、ございませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

委員長（阿部與士男） それでは、格別ないようでございますので、第1小委員会についてはこれもちまして閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 午後 2時15分